

# 児童手当制度が変わりました！

令和6年  
(2024年)  
**10月**から  
(12月支給分から)



## 1. 支給対象が拡大されました

0歳～中学校修了までの子を  
養育している方  
(15歳到達後の最初の年度末まで)



0歳～**高校生年代**までの子を  
養育している方  
(18歳到達後の最初の年度末まで)

## 2. 所得制限が撤廃されました

### 所得制限

所得制限限度額、所得上限限度額あり

### 手当月額

|                |         |           |
|----------------|---------|-----------|
| 3歳未満           |         | 月 15,000円 |
| 3歳～<br>小学校修了まで | 第一子・第二子 | 月 10,000円 |
|                | 第三子以降   | 月 15,000円 |
| 中学生            |         | 月 10,000円 |

※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月5,000円を支給。  
※第三子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで。



### 所得制限

**所得制限なし**

### 手当月額

|                               |         |           |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 3歳未満                          | 第一子・第二子 | 月 15,000円 |
|                               | 第三子以降   | 月 30,000円 |
| 3歳～18歳<br>18歳到達後の<br>最初の年度末まで | 第一子・第二子 | 月 10,000円 |
|                               | 第三子以降   | 月 30,000円 |

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。  
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

## 3. 偶数月(年6回)に支給されます

### 支給月

2月・6月・10月(年3回)

※各前月までの4か月分を支給



### 支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月(年6回)

※各前月までの2か月分を支給



### 申請について

児童手当の申請は、お子様を養育している方が、周防大島町に申請してください。

※養育している方がご両親など複数名いる場合には、令和6年(2024年)の所得が高い方が申請してください。  
※公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか  
こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>



◎この給付には、社会全体で子ども・子育てを支えるための『子ども・子育て支援金』(令和8年度から開始)が充てられます。

少子化・人口減少が危機的な状況にある中、社会全体で子ども・子育て世帯を応援していきます。今回の児童手当の拡充は、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づく、抜本的な子ども・子育て政策の給付拡充の一環であり、同戦略に基づくその他の拡充策とともに、その財源の一部に『子ども・子育て支援金』(全世代・事業主の皆様、医療保険料とあわせて負担能力に応じて拠出いただきます)が充てられます。支援金は、社会保障分野の徹底した歳出改革等による社会保険料負担軽減効果の範囲内で導入することとしています。